

八女市介護予防・日常生活支援総合事業 通所サービスに係るQ & A

【平成31年2月25日版】

八女市健康福祉部介護長寿課

※平成31年2月25日に追加したQ & A
については、下線を引いています。

1. 利用者について

【通所サービスAの対象者】

問1 総合事業における通所サービスAの対象者とは？また、八女市総合事業の改正にあたり、現在の介護予防通所介護相当サービスの利用者はどうなるのか？

(答)

八女市総合事業の改正にあたり、通所サービスの利用者は以下のとおりとなる。

①通所サービスA

事業対象者又は要支援認定者で、閉じこもり予防が必要な者

②介護予防通所介護相当サービス

要支援認定者で、身体介助又は専門的支援を要する者

そのため、平成31年3月まで介護予防通所介護相当サービスを利用していた者であっても、身体介助又は専門的支援を要しない利用者は、平成31年4月からは介護予防通所介護相当サービスの対象者とならない。

【通所サービスAの開始に伴う重要事項説明書の変更】 (H31/2/25 追加)

問2 通所サービスAの開始に伴い、重要事項説明書を変更した場合、利用者に説明し同意を得る必要があるが、当該同意については、通所サービスAの利用者のみに得ればよいか？

(答)

指定サービス種別ごとに事業の重要事項に係る同意を得る必要があるため、通所サービスAに係る重要事項の説明及び同意については、通所サービスAの利用者のみに行う対応でも差し支えない。

【通所サービスA計画書の様式について】 (H31/2/25 追加)

問3 通所サービスA計画書の様式については、従来の介護予防通所介護相当サービス計画書の一部（事業名称など）を変更し、使用してよいか？

(答)

差し支えない。

【送迎時における身体介助】 (H31/2/25 追加)

問4 介護予防通所介護相当サービスの対象とされる身体介助について、通所事業所内では身体介助を要さない利用者を送迎車両への乗車及び降車等において「身体を支える」等の行為を行う場合、「身体介助を要する」として介護予防通所介護相当サービスの対象としてよいか？

(答)

介護予防通所介護相当サービスにおける身体介助等の要件については、利用者個々の心身の状況等を踏まえた課題分析の結果に基づき、身体介助等を要する行為(具体的なサービス内容)を通所サービス計画に位置づけた場合に当該要件を満たすものとしている。

上記の手続きによらず、事業者が安全管理的な配慮の観点から実施する行為(単なるエスコート等に該当する行為を含む)については、身体介助に該当しない。

【摂食介助(食材をきざむ・つぶす)について】 (H31/2/25 追加)

問5 摂食介助(食材をきざむ・つぶす)について、考え方は?また、「食事を一口大体を大きさに切りそろえる」行為についても、身体介助と考えられるのか?

(答)

摂食介助については、単にきざみ食等を提供することをもって身体介助と判断されるものではない。介護予防通所介護相当サービスにおける身体介助等の要件については、利用者個々の心身の状況等を踏まえた課題分析の結果に基づき、身体介助等を要する行為(具体的なサービス内容)を通所サービス計画に位置づけた場合に当該要件を満たすものとしている。

上記の手続きによらず、事業者が安全管理的な配慮の観点から実施する行為(単なるエスコート等に該当する行為を含む)については、身体介助に該当しない。

【通所サービスの利用の流れ】

問6 総合事業における通所サービスを利用するにあたり、どのようにして介護予防通所介護相当サービス又は通所サービスAを選択することになるのか?

(答)

総合事業において、利用申込者に対応する通所サービスを選択するにあたっては、地域包括支援センター職員等及び通所サービス事業者が共同して、当該利用申込者の心身の状況を把握したうえで、いずれのサービスの対象であるか、決定することとなる。

なお、具体的な手順については、「八女市介護予防・日常生活支援総合事業における指定通所型サービスに係る実施上の留意事項について」(平成31年1月23日30八介高第1086号八女市通知)を参照いただきたい。

【通所型サービス種別の変更】

(H31/2/25 追加)

問7 通所サービスAの利用者が身体介助を要するようになった場合、又は介護予防通所介護相当サービスの利用者が身体介助を要さなくなった場合に、通所型サービス計画の変更を行うとあるが、介護予防サービス計画等の変更及びサービス担当者会議の開催は必要か？

(答)

通所型サービスの利用者の心身の状況等の変化に伴い支援内容の変更（通所型サービス種別の変更を含む）がある場合は、基本的には地域包括支援センターの担当者による介護予防サービス計画の変更手続き（サービス担当者会議の開催を含む）を行う必要がある。

【通所サービスの併用】

問8 1人の利用者が、介護予防通所介護相当サービス、通所サービスA及び通所サービスCを組み合わせて利用することは可能か？

(答)

介護予防通所介護相当サービス、通所サービスA及び通所サービスCについては、1つの通所サービスを利用している期間においては、他のサービスは利用できない。

2. サービス提供体制について

【一体的に提供する場合の遵守すべき基準】

問9 通所サービスAを通所介護、地域密着型通所介護又は介護予防通所介護相当サービス等と一体的に提供する場合の遵守すべき基準は？

(答)

通所サービスAを通所介護、地域密着型通所介護又は介護予防通所介護相当サービス等（以下、「通所介護等」。）と一体的に提供する場合は、基本的には、通所介護等の基準を遵守する必要がある。

【食堂及び機能訓練室の合計面積】

問10 通所介護（地域密着型通所介護）、介護予防通所介護相当サービス及び通所サービスAを一体的に提供する場合、食堂及び機能訓練室の合計面積はどのように確保すべきか？

(答)

それぞれの利用者の処遇に支障がないことを前提にサービス提供する必要があるため、食堂及び機能訓練室の合計した面積は、事業所全体の利用定員×3㎡以上確保する必要がある。

【利用定員】

問 1 1 通所介護（地域密着型通所介護）、介護予防通所介護相当サービス及び通所サービスAを一体的に提供する場合、定員の取扱いは？

(答)

- ①通所介護（地域密着型通所介護）の利用者と介護予防通所介護相当サービスの利用者の合算で利用定員を定め、
 - ②通所サービスAは、当該サービスの利用者で利用定員を定め、
 - ③食堂及び機能訓練室の合計面積に応じて、一体的に受け入れることができる利用者数を事業所全体の利用定員として定める。
- 例えば、
食堂及び機能訓練室の合計面積が90㎡である事業所において、
- ①通所介護等と介護予防通所介護相当サービスの利用定員を30名、
 - ②通所サービスAの利用定員を10名と定めた場合においても、
 - ③事業所全体の利用定員は、食堂及び機能訓練室の合計面積に応じて、30名と定めることとなる。

【地域密着型通所介護の定員】

問 1 2 地域密着型通所介護への移行対象となる利用定員については、どのように考えるのか？

(答)

通所サービスAの利用定員に関わらず、通所介護と介護予防通所介護相当サービスの合計定員が18名以下の場合において、地域密着型通所介護への移行対象となる。

【通所サービスAの提供時間】

問 1 3 通所サービスAの提供時間について、既存の通所介護等とは別に提供時間を設定してよいか？

(答)

通所サービスAについては、介護予防通所介護相当サービスと同様、サービス提供時間に関する規定は設けていない。
提供時間については、基本的には、個々の利用者の心身の状況や置かれている環境等を踏まえ設定されるべきものであるが、各サービスごとに事業所において、提供時間を設定することも差し支えない。

【通所サービスAの提供回数】

(H31/2/25 追加)

問14 通所サービスAの提供回数について、週1回又は週2回までとされているが、1月に4週ある月の場合と1月に5週ある月の場合において、1月の利用上限が変わるのか？

(答)

貴見のとおり。通所サービスAについては、週単位で利用回数が設定されているため、月単位では利用できる回数が変わることになる。

3. 加算について

【加算の要件となる職員配置】

問15 通所介護等と通所サービスAを一体的に提供する場合、専従要件や加配職員を求めている加算の算定要件は、どのように考えればよいか？

(答)

算定要件として専従の職員配置を求めている加算である「中重度ケア体制加算」、「個別機能訓練加算」、「認知症加算」等については、人員基準の取扱いと同様、通所介護等の職員が通所介護等と一体的に提供される通所サービスAのサービスに従事したとしても、当該職員は専従要件を通所介護等で満たしているものとして取り扱うこととする。また、常勤要件についても、それぞれのサービス提供に支障がない範囲で同様の取扱いとする。

【生活機能向上グループ活動加算及び運動器機能向上加算の要件】

問16 生活機能向上グループ活動加算及び運動器機能向上加算の算定要件は、どのように考えればよいか？

(答)

生活機能向上グループ活動加算及び運動器機能向上加算の算定要件は、介護予防通所介護相当サービスにおける同名の加算の要件と同様である。

1月を通して加算の要件を満たした上で、該当サービスを提供した日ごとに、1回につき算定する。

(H31/2/25 追加)

なお、各加算における1月ごとに満たすべき要件は以下のとおり

①生活機能向上グループ活動加算

ア) 1週につき1回以上実施

イ) 短期目標の達成度と利用者の状況に係るモニタリングの実施

②運動器機能向上加算

ア) 短期目標の達成度と客観的な運動器の機能の状況に係るモニタリングの実施

【運動器機能向上サービスの集団的提供】 (H31/2/25 追加)

問17 参考様式中「プログラム」欄において、形態に係る項目に「個別・集団」の種別が記載されているが、運動器機能向上サービスを集団的に提供した場合であっても加算は算定できるのか？

(答)

運動器機能向上加算は、個別にサービス提供することが必要であり、集団的な提供のみでは算定できない。なお、個別の提供を行った上で、加えて集団的なサービス提供を行うことは差し支えない。

【送迎加算の要件】

問18 送迎加算は、どのように考えればよいか？

(答)

送迎加算は、通所サービスAの提供にあたり、送迎を実施した場合に片道につき算定する。ただし、事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者にサービスを行う場合は算定しない。

なお、送迎の実施については、必ずしも通所サービスA計画への位置づけを必要としないが、当該実施状況については、1月ごとに地域包括支援センターに報告する必要がある。

【送迎加算（保険外サービスを組み合わせて提供する場合）】 (H31/2/25 追加)

問19 通所サービス提供中の利用者に対し保険外サービスを提供する場合、又は通所サービスに係る送迎に併せて利用者からの依頼に応じて買物等支援を保険外サービスとして行う場合における送迎加算の取扱いは？

(答)

通所サービスに係る送迎の考え方については、指定通所介護と同様である。通所サービスに係る送迎として認められる場合は、送迎加算を算定できる。

【入浴加算の要件】

問20 入浴加算は、どのように考えればよいか？

(答)

入浴加算は、通所サービスAの提供にあたり、通所事業所において入浴を提供した場合に1日に1回を限度として算定する。

なお、当該加算については、入浴介助に係る加算ではなく、事業所において入浴を提供したことを評価する加算であるため、必ずしも通所サービスA計画への位置づけを必要としないが、当該実施状況については、1月ごとに地域包括支援センターに報告する必要がある。